

訪問看護ステーションひかり 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団登豊会が開設する訪問看護ステーション「訪問看護ステーションひかり」(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問看護ステーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業を利用する者(以下、「利用者」という。)に対し、事業所の職員が適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を継続的に支援し、心身の機能維持回復を目指す事とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションひかり
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市光町2丁目46番地
サテライト(出張所)設置
- (3) 出張所名称 訪問看護ステーションひかり 西岐阜出張所
- (4) 出張所所在地 〒500-8386 岐阜市藪田西1丁目5番17号
後藤ハイツ206号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名 (看護師との兼務)
管理者は適切な事業の運営が行われるように事業所を総括する。
- (2) 職 員 看護師 2.5名以上
理学療法士 2名以上
言語聴覚士 1名以上
作業療法士 2名以上

職員は担当利用者の訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、年末年始、盆を除

く。通常、年末年始は12月30日から1月3日まで、盆は8月15日を指す。

(2) 営業時間 9時00分から17時00分までを通常の営業時間とする。ただし、土曜日に限っては9時00分から12時00分までとする。

(3) 連絡体制 携帯電話等の通信手段により、常時連絡が可能な体制をとる。

(各事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

病状及び障害の観察、身体の清潔保持、体位変換、褥瘡の予防、介護相談、療養生活上の指導、カテーテルの管理、食事及び排泄等の日常生活療養上の介助、点滴管理、服薬管理、リハビリテーション、ターミナルケア、等。

(事業の利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料は、関係法令に則り、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、介護保険または医療保険により適用される当該利用者の保険負担割合の額とする。ただし、利用者が介護保険法に定める区分支給（利用）限度額を超えて事業の提供を受ける場合は、当該事業に係る利用料について、事業所はその全額を当該利用者より徴収する。また、生活保護法等による医療扶助として事業を提供する場合等は、当該法令に則り利用料を徴収する。

2 第9条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、利用者からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の実施地域を越えて、片道おおむね10km未満 金300円/回

(2) 通常の実施地域を越えて、片道おおむね10km以上 金600円/回

さらに10kmを越えるごとに金300円/回を加算する。

3 次の各号に規定する項目については、事業所は利用者より実費を徴収できる。

(1) 死後の処置（エンゼルケア） 金10,000円（税別）

4 第2項及び前項の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族並びにその代理人と認められる者（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または捺印を受けるものとする。

(事業の提供方法)

第8条 事業の提供方法は、次の通りとする。

(1) 介護保険を利用する利用者の場合、居宅サービス計画書に基づいた訪問看護計画書を作成し、事業を提供する。

(2) 医療保険を利用する利用者、または生活保護法等の公費を利用した利用者である場合、利用者の主治医が交付する各種指示書に従って訪問看護計画書を作成し、法令で定める範囲内にて事業を提供する。

(3) (1) 及び (2) に当てはまらない場合、事業所と利用者とは協議のうえ、提

供方法を決定する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 出張所開設により通常の事業の実施地域を次の通りとする。

通常の事業の実施地域を、岐阜市、瑞穂市、本巣郡北方町、山県市とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所職員は、事業実施中に利用者の体調または病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、しかるべき処置を行うとともに、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業所職員は、前項についてしかるべき処置を行った場合、速やかに主治医等に連絡しなければならない。

(秘密保持)

第11条 事業所職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密や、当法人及び事業所の機密を正当な理由なくして口外してはならない。

2 当事業所との雇用契約を解除した後も前項の事項を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情解決・相談対応)

第12条 利用者等からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置し、必要に応じて、事実関係の調査、改善措置、利用者、その家族に対する説明、保険者、主治医への連絡、記録の整備、再発防止、その他必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、前項にて設置した窓口の存在を重要事項説明書に記載し、契約時利用者等に対し、説明を行うものとする。この際、設置する窓口には、外部の機関についても明記するものとする。

3 第1項において、事業所の職員が利用者等から苦情及び相談を受けた場合、苦情相談対応マニュアルに従って苦情相談受付書兼報告書を作成し、苦情及び相談が完了した日を起算日として、当該書面を5年間保管するものとする。

4 利用者が、当事業所に対し苦情を申し立てたことを理由として、事業所は当該利用者等に対し不利益な取り扱いをしてはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者等に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所管理者を、虐待防止に関する責任者とする

(2) 当該利用者における担当介護支援専門員への連絡及び相談

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るために、当該職員に研修の機会を次のとおり
設け、また業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上 (事業所外研修を含む)

2 この規程に定めるほか、運営に必要な事項については、医療法人社団登豊会理事
長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程を、平成20年8月1日に改正する。

この規程を、平成20年9月22日に改正する。

この規程を、平成21年8月1日に改正する。

この規程を、平成22年3月15日に改正する。

この規程を、平成23年4月1日に改正する。

この規程を、平成23年7月1日に改正する。

この規程を、平成23年10月1日に改正する。

この規程を、平成24年4月1日に改正する。

この規程を、平成24年10月1日に改正する。

この規程を、平成24年11月1日に改正する。

この規程を、平成24年12月1日に改正する。

この規程を、平成25年3月1日に改正する。

この規程を、平成25年4月1日に改正する。

この規程を、平成25年4月15日に改正する。

この規程を、平成25年5月1日に改正する。

この規程を、平成25年9月17日に改正する。

この規程を、平成26年4月1日に改正する。

この規程を、平成26年10月1日に改正する。

この規程を、平成26年11月1日に改正する。

この規程を、平成27年1月1日に改正する

この規程を、平成27年2月1日に改正する。

この規程を、平成27年7月1日に改正する。

この規程を、平成27年11月1日に改正する。

この規程を、平成27年12月1日に改正する。

この規程を、平成28年1月1日に改正する。
この規程を、平成28年4月1日に改正する。
この規程を、平成28年4月16日に改正する。
この規程を、平成28年5月9日に改正する。
この規程を、平成28年6月10日に改正する。
この規程を、平成28年9月1日に改正する。
この規程を、平成28年10月1日に改正する。
この規程を、平成29年1月1日に改正する。
この規程を、平成29年5月1日に改正する。
この規程を、平成29年11月1日に改正する。
この規程を、平成29年11月7日に改正する。
この規程を、平成30年3月1日に改正する。
この規程を、平成30年4月1日に改正する。
この規程を、平成30年5月28日に改正する。
この規程を、平成30年9月1日に改正する。
この規程を、平成31年1月1日に改正する。
この規程を、平成31年2月1日に改正する。
この規程を、令和元年5月20日に改正する。
この規程を、令和元年9月1日に改正する。
この規程を、令和元年11月1日に改正する。
この規程を、令和2年1月1日に改正する。
この規程を、令和2年4月1日に改正する。
この規程を、令和2年7月1日に改正する。
この規程を、令和2年8月1日に改正する。
この規程を、令和2年11月1日に改正する。
この規程を、令和2年12月11日に改正する。
この規程を、令和3年4月1日に改正する。
この規程を、令和4年10月1日に改定する
この規程を、令和4年10月31日に改定する